

別表（第2条関係）

補助事業名	設備基準：設備投資補助
補助事業の目的	産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）に基づく、県内に進出等を行う企業の先端事業等に係る設備投資の軽減により、産業立地を促進し、もって地域経済の活性化と雇用の創出を図る。
補助事業の対象となる者	<p>1 県内において立地促進事業等を行う者であって、以下の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があるとは認められる場合には、2年）以内に当該立地促進事業に係る施設の建設に着手し、かつ知事が先端事業（※）として認める事業に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が下表に定める金額以上の者</p> <p>※先端事業とは、産業立地促進補助金実施要領（設備基準（設備投資補助・研究開発型企業向け設備投資補助・本社機能立地型企業向け設備投資補助））別表1に定める事業又はこれに準ずる事業であって立地促進事業の実施に必要な高度な技術を活用するもの（立地促進事業の用に供されるものに限る。）その他知事が認めるものをいう。以下同じ。</p> <p>(2) 既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があるとは認められる場合には、2年）以内に当該立地促進事業に着手し、かつ知事が先端事業として認める事業に係る投資額が下表に定める金額以上の者</p> <p>(3) 建物をリース・賃借する者で、当該建物のリース・賃借開始後1年（当該建物のリース・賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があるとは認められる場合には、2年）以内に当該立地促進事業に着手し、かつ知事が先端事業として認める事業に係る投資額が下表に定める金額以上の者</p> <p>2 再活性化事業を行う者であって、上記1(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす者。ただし、「当該立地促進事業」は「当該再活性化事業」と、「知事が先端事業として認める事業」は「当該事業」と読み替えるものとする。</p> <p>3 既に県内に立地している者であって、既存敷地において新展開事業（立地促進事業に限る。）を行い、かつ知事が先端事業として認める事業に係る投資額が下表に定める金額以上の者（事務所立地にあつては、新展開事業不要）</p> <p>※ただし、上記1及び3において、条例施行規則第2条第1項第2号に掲げる事業（規則別表対象事業を業とする者の事務所において行う事業）及び促進地域にあつては、「知事が先端事業として認める事業」は「知事が立地強化事業（※2）として認める事業」と読み替えるものとする。</p> <p>※2 立地強化事業とは、産業立地促進補助金実施要領（設備基準（設備投資補助・研究開発型企業向け設備投資補助・本社機能立地型企業向け設備投資補助））別表2に定める事業又はこれに準ずる事業であつて立地促進事業の実施に必要な高度な技術を活用するもの（立地促進事業の用に供されるものに限る。）その他知事が認めるものをいう。以下同じ。</p>

	対 象 事 業	金 額
	立地促進事業 (規則第2条第1項第2号に掲げる 事業を除く)	大企業 20億円 中小企業 10億円
	立地促進事業 (規則第2条第1項第2号に掲げる 事業に限る)	大企業 10億円 中小企業 5億円
	再活性化事業 (事務所において行う事業を除く)	10億円
	再活性化事業 (事務所において行う事業に限る)	大企業 10億円 中小企業 5億円
	※ただし、促進地域にあつては、いずれも1億円以上。	
補助事業の対象となる経費	立地促進事業等確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が、県内において行う立地促進事業等に必要な施設、設備等の設置(土地を除く)に係る経費。 ただし、リース料、賃借料及び手数料は除く。	
補助率	施設、設備等の設置(土地を除く)に係る投資額の3%(但し、当該設備等に対して国等(県内市町を除く。)からの補助がある場合は、当該補助と併せて3%)以内。 ただし、促進地域における施設、設備等の設置(土地を除く)に係る投資額については、5%(但し、当該設備等に対して国等(県内市町を除く。)からの補助がある場合は、当該補助と併せて5%)以内。	
補助金の額	予算の範囲内で以下に定める額 原則10年均等分割 ただし、単年度10億円以内。 補助総額が1億円以上5億円未満の場合は5年分割、1億円未満の場合は、一括交付。 なお、補助対象施設等を休止し、又は廃止(主な設備の撤去等を含む)したときは、県が認める範囲内で、休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付は行わないことができる。 <適用の特例> 同一企業の複数工場への支払いが、同時に発生する場合は、原則一企業・一エリア単年度15億円以内	
適用除外する条項	—————	
その他の事項	申請等の書類はすべて日本語で作成すること。	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 工場等施設概要 (別表1)
	(指定期日) 補助対象施設の操業開始後、6ヶ月以内
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 建物、構築物及び機械等(機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品をいう。)の20%以内の経費の変更
	(軽微な事業内容の変更) 立地場所、建物種別(工場、研究所等)及び生産製品以外の変更
	(添付書類) 工場等施設変更概要(別表2)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第11条	(添付書類) 投資額を確認する書類(写)(領収書、振込依頼書等)
	(指定期日) 交付を決定した日の属する年度の3月31日まで ただし、実績が翌年度以降に継続するものは、各年度の3月31日まで
第15条第1項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)予定日の30日前まで
第15条第2項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)日から2週間以内